

日本学会議公開シンポジウム

地名標準化の現状と課題：

地名データベースの構築と地名標準化機関の設置に向けて

地名の公的化のプロセス

2022年12月18日（日）

野 々 村 邦 夫

一般財団法人 日本地図センター

本日の報告内容

1 はじめに

2 地名の公的化の手段

2-1 法令等

2-2 その他

3 地名の公的化の手続き

3-1 法令等に定める手続き

3-2 住民等の意見の反映

4 公的地名間の齟齬

4-1 行政地名に関する齟齬

4-2 駅名等に関する齟齬

5 まとめ

2019年5月13日（月）に開催された日本学術会議公開シンポジウム「日本における地名標準化の現状と課題」において、「地名に関する我が国の法制度と行政」を報告しました。

本日の報告は、この報告で言及しなかったことに加え、焦点、視点、切り口等を変えています。上記の報告と重複するところがあることをご了解ください。

はじめに

公（公的）と私（私的）^公

社会的　：　個人的

関係者多数　：　関係者少数

法令等に基づく手続きが必要　：　不要

境界は曖昧　一線を画することは困難

公的な地名と私的な地名

社会的	：	個人的	
関係者多数	：	関係者少数	
法令等に基づいて命名・改廃	：	法令等関係ない	
地域の範囲や知名度が広域的 （地理的要素が大きくなる）	：	狭域的	

でもやはり境界は曖昧 一線を画することは困難

私的な地名の例

- 少数の漁業者等の中で通用する岩礁名等
- 私企業の支店名等
- 特定のグループの中で通用する地名の俗称
- その他

私的な地名の例

地名の俗称

ジユク
ナカメ

ブクロ
サンチャ

ジョージ
ニコタマ

シモキタ
ノガミ

地名の公的化の手段

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

憲法

法律

政令

府・省令

告示

通知・通達

閣議決定・閣議了解

最高裁判所規則

条例

規則

条約

その他

地名の公的化の手段 憲法

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

日本国憲法（抄）

昭和21年憲法

第一条 天皇は、**日本国**の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 **日本国**が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

地名の公的化の手段 法律

法律名になっている地名

広島平和記念都市建設法 昭和24年法律第219号

長崎国際文化都市建設法 昭和24年法律第220号

奄美群島振興開発特別措置法 昭和二十九年法律第百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 昭和48年法律第110号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律 昭和57年法律第85号

沖縄振興特別措置法 平成14年法律第14号

（以上は例示。以下同じ）

法律の条文中の地名

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

（昭和41年法律第1号）

（定義）

第二条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

瀬戸内海環境保全特別措置法

（定義）

第二条 この法律において「瀬戸内海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面並びにこれに隣接する海面であつて政令で定めるものをいう。

- 一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線
- 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台に至る直線
- 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司崎灯台に至る直線

法律の条文中の地名

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2 この法律において「北方領土隣接地域」とは、北海道根室市（歯舞群島の区域を除く。）、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域をいう。

公的化の手段 法律

法律の付表中の地名

国家公務員の寒冷地手当に関する法律 昭和24年法律第200号

別表（第一条、第二条関係）

一級地

北海道のうち

旭川市 帯広市 北見市 夕張市 赤平市 士別市 名寄市
歌志内市 深川市 富良野市

後志総合振興局管内のうち

虻田郡のうち留寿都村、喜茂別町及び倶知安町 余市郡のうち
赤井川村

法律の付表中の地名

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号） 別表（第二条関係）

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	都道府県	市町村
利尻・礼文	礼文島	北海道	礼文町
	利尻島		利尻町 利尻富士町
奥尻島	奥尻島	北海道	奥尻町
伊豆諸島南部地域	三宅島	東京都	三宅村
	御蔵島		御蔵島村
	八丈島		八丈町
	青ヶ島		青ヶ島村
佐渡	佐渡島	新潟県	佐渡市
舩倉島	舩倉島	石川県	輪島市

法律の付表中の地名

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 昭和22年法律第63号

第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二条 別表第五表の通り各高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

（別表第二）

さいたま地方裁判所

（さいたま市）

（別表第三）

折尾簡易裁判所

（北九州市八幡西区）

公的化の手段 政令

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

政令名になっている地名

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に
必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の
発行の特例に関する法律第二条の事業を定める政令

昭和四十七年政令第三百三十三号

政令の条文中の地名

河川法第四条第一項の水系を指定する政令

昭和四十年政令第四十三号

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法第四条第一項の水系は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 天塩川水系
- 二 渚滑川水系
- 三 湧別川水系
- 四 常呂川水系

（以下略）

公的化の手段 政令

政令の条文中の地名

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令

（政令で定める海面）

第一条 瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める海面は、次に掲げる海面とする。

一 法第二条第一項第二号に掲げる直線、愛媛県高茂埼から大分県鶴御埼に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面

二 法第二条第一項第三号に掲げる直線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬埼に至る直線、同埼から福岡県妙見埼に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面

公的化の手段 府・省令

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

府・省令の付表になっている地名

寒冷地手当支給規則（抄）

昭和39年総理府令第33号

（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等）

第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。）第一条第二号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。

2 法第一条第二号の内閣総理大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

公的化の手段 告示

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

自然公園法第5条第1項の規定に基づいて環境大臣により指定された国立公園

利尻礼文サロベツ	上信越高原	山陰海岸	奄美群島
十和田八幡平	南アルプス	足摺宇和海	やんばる
磐梯朝日	阿蘇くじゅう	西海	慶良間諸島 ほか

自然公園法（抄）昭和32年法律第161号

（指定）

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

公的化の手段 告示

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

重要伝統的建造物群保存地区

文部科学大臣指定

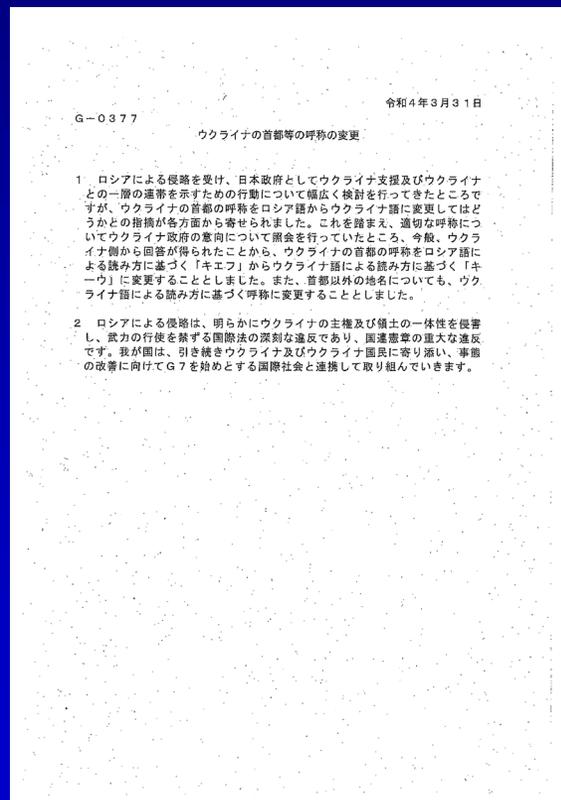
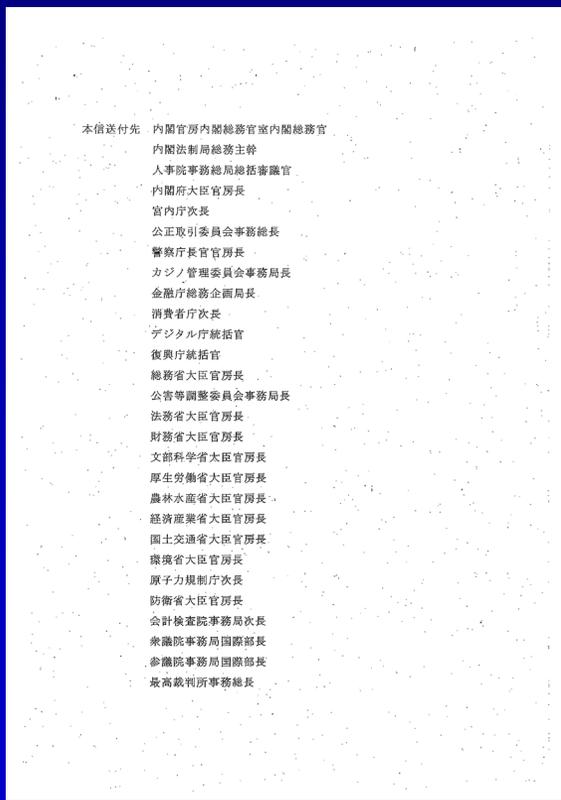
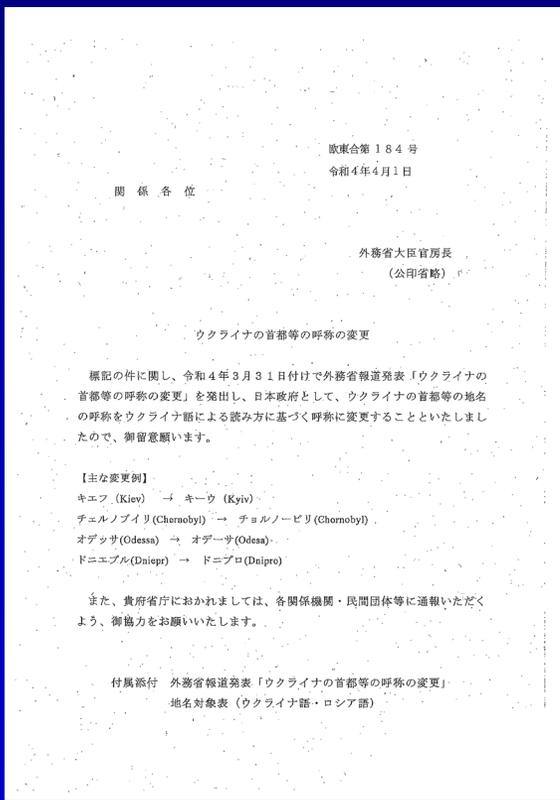
福島県	下郷町	大内宿	
石川県	金沢市	東山ひがし	
福井県	若狭町	熊川宿	
長野県	南木曾町	妻籠宿	
岐阜県	恵那市	岩村町本通り	
岐阜県	白川村	荻町（白川郷）	
京都府	京都市東山区	産寧坂（さんねいざか）	ほか

公的化の手段 通知文書

ウクライナの首都等の呼称の変更

令和4年4月1日欧東合第184号 外務省大臣官房長通知

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日(日)



公的化の手段 条約

ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

昭和55年条約第28号

締結日：1971年2月2日 効力発生日：1980年10月17日（日本）

湿地等の名称を登録簿に掲載

世界遺産条約

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

昭和55年条約第28号

1975年12月17日発効 1992年 9月30日我が国について発効

文化遺産・自然遺産を「世界遺産一覧表」に登録

公的化の手段 閣議決定

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

日本国号に関する質問に対する答弁書

平成21年 6月19日 岩國哲人衆議院議員日本国号に関する質問主意書
提出

平成21年 6月30日 答弁書受領

一について（略）

二について（略）

三について

「にっぽん」又は「にほん」という読み方については、
いずれも広く通用しており、どちらか一方に統一する必
要はないと考えている。

公的化の手段 条例

条例名になっている地名

広瀬川の清流を守る条例

昭和49年9月28日仙台市条例第39号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例

平成20年10月21日鳥取県条例第64号

あついで！熊谷お祭り条例

平成26年6月30日条例第23号

熊野市丸山千枚田条例

平成17年11月1日条例第109号

地形図の地名

測量法の規定に基づき、基本測量の測量成果として、地図が刊行され、その情報がネットで公開されている。国土地理院が刊行する地形図等において、文字による表示を「注記」といい、注記の中には地名もある。地形図に表示されている地名は、公的地名である場合もあればそうでない場合もあるが、地形図の性格上、地形図に表示された地名は公的な性格を有するといえる。

公的化の手段 行政文書

地名集日本

地名集日本
GAZETTEER OF JAPAN
2007

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN

国土地理院
GEOGRAPHICAL SURVEY INSTITUTE

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

地名集日本
GAZETTEER OF JAPAN
2021

日本国政府
GOVERNMENT OF JAPAN

国土地理院
GEOSPATIAL INFORMATION AUTHORITY OF JAPAN

海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

「この『地名集日本』は、国際連合地名標準化会議の決議に基づき、日本国政府として、我が国の行政、居住、自然、海底地形等の標準化された地名情報を総合的にまとめたものです。」

地名の公的化の手続き

法令等に定める手続き

地名の命名改廃については、いくつかの法令に規定がある。

地名の公的化の手続き

都道府県、市区町村の名称の命名改廃

都道府県、市区町村の名称については、地方自治法に関係規定がある。都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定め（地方自治法第3条第2項）、都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例でこれを定める（同条第3項）こととなっている。

地名の公的化の手続き

市街地の住居の表示

市街地の住所など住居の表示は、住居表示に関する法律の規定に基づいて行われる。

同法では、住居表示の方法、実施手続き、表示義務などについて規定している。

地名の公的化の手続き

一級河川・二級河川の名称

国土交通大臣は、河川法の規定により一級河川を指定するときは、水系ごとにその名称等を公示しなければならない。都道府県知事が二級河川を指定するときも、同様である。

国土交通大臣が一級河川の指定をするときは、関係行政機関の長との協議、審議会及び関係都道府県知事の意見の聴取が必要である。

関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、都道府県の議会の議決を経なければならない。

都道府県知事が指定二級河川を指定するときは、隣接都府県知事との協議、関係市町村長の意見の聴取が必要である。

関係市町村長が意見を述べようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

地名の公的化の手続き

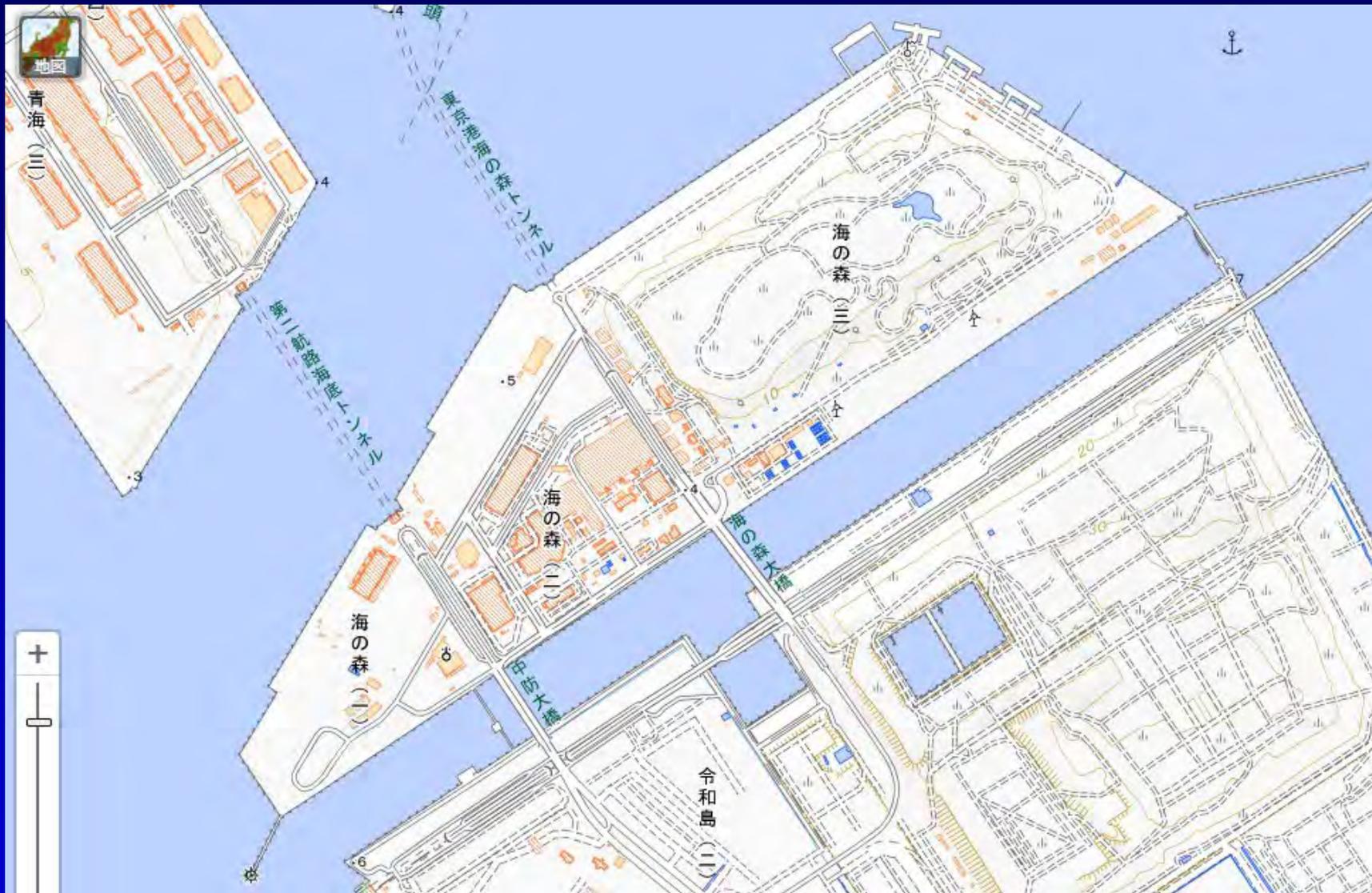
都市施設の名称

道路、公園、緑地、河川、学校、図書館、病院、市場、住宅団地その他の都市施設は、都市計画法に基づいて、その種類、名称、位置及び区域が都市計画に定められる。

都市計画は、都道府県または市町村が定める。

その過程において、公聴会の開催、公告・縦覧、審議会の議決が必要である。

公園名⇒居住地名



海の森公園



海の森一丁目

海の森二丁目

海の森三丁目

地理院地図 (2022.12.15取得)

警察署の名称

警察署の名称は、警察法施行令に規定された基準に基づいて命名される。

警察法施行令 昭和29年政令第151号

（警察署の名称等の基準）

第五条 法第五十三条第四項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。

一 警察署の名称は、都にあつては警視庁、府県にあつては当該府県、道にあつては道及び方面の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。ただし、管轄区域内に二以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称により難い場合その他一の市区町村の名称を冠することが適当でない特別の事情がある場合には、その市区町村の名称に代えて、その管轄区域の属する郡若しくは部落の名称を冠し、又は市区町村の名称の下にさらに方位を示す呼称を冠する等の方法によることを妨げない。

警察署の名称の例



警察署の名称には、方位のつくものが多い。

(例)

- 仙台南警察署
- 仙台北警察署
- 仙台東警察署
- 仙台中央警察署

地名の公的化の手続き

住民等の意見の反映

地名の命名改廃等に当たって住民、利害関係者等の意見を反映する手段としては、次のようなものがある。

議会
審議会
公聴会

公告・縦覧
意見聴取
住民投票

パブコメ
その他

住民等の意見の反映

議会の議決

いくつかの法律に、直接的または間接的に、地名の制定改廃に関して議会の議決を必要とする規定がある。

地方自治法

住居表示に関する法律、

河川法

地方自治法

昭和22年法律第67号

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

2 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

地方自治法

(区の設定)

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法

第二百五十九条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内的の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

住居表示に関する法律

昭和37年法律第119号

（住居表示の実施手続）

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

住民等の意見の反映

審議会の開催

いくつかの法律に、直接的または間接的に、地名の制定改廃に関して審議会の議決または意見聴取を必要とする規定がある。

河川法

都市計画法

自然公園法

河川法（抄）

昭和39年法律第167号

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

都市計画法

昭和43年法律第100号

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

住民等の意見の反映

公聴会の開催

いくつかの法律に、直接的または間接的に、地名の制定改廃に関して公聴会の開催を必要とする規定がある。

都市計画法

都市計画法

（公聴会の開催等）

第十六条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

住民等の意見の反映

公告・縦覧の実施

いくつかの法律に、直接的または間接的に、地名の制定改廃に関して公告・縦覧を行うこととする規定がある。

都市計画法

都市計画法

(都市計画の案の縦覧等)

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

住民等の意見の反映

住民投票

特定の法律により、あるいは住民投票に関する条例を制定することによって、住民投票が行われることがある。

住民投票の内容に、地名に関することが含まれる場合もある。

住民等の意見の反映

パブコメ

行政手続法の規定により意見公募手続が行われる場合、その内容に地名に関することが含まれることもある。

公的地名間の 齟齬

市名と県名、旧国名等
との齟齬（山梨県の例）

山梨市 甲斐市 甲州市

山梨県 甲斐 甲州



公的地名間の齟齬

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

南アルプス市

2003（平成15）年4月1日 6町村の合併により誕生

南アルプス国立公園

1964（昭和39）年6月1日
指定

都道府県別面積（ha）

山梨県 18,286

長野県 14,079

静岡県 3,387

合計 35,752

関係市町村

山梨県 韮崎市 南アルプス市

北杜市 南巨摩郡早川町

長野県 伊那市 飯田市

諏訪郡富士見町

下伊那郡大鹿村

静岡県 静岡市 榛原郡川根本町

合計 6市3町1村

※地形図、地名集日本に「南アルプス」なし

公的地名間の齟齬

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

西海市

2005（平成17）年4月1日 5町の合併により誕生

西海国立公園

1955（昭和30）年3月16日指定

都道府県別面積（ha）

長崎県 24,646

関係市町村

長崎県 佐世保市 五島市

平戸市 西海市

北松浦郡小値賀町

南松浦郡新上五島町

合計 4市2町0村

※地形図、地名集日本に「西海」なし

公的地名間の齟齬

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

市名と他の公的地名との齟齬

塩竈市

仙台法務局塩竈支局

塩竈市立病院

塩竈神社

塩竈湾

塩釜税務署

塩釜警察署

仙台塩釜港塩釜港区

塩釜高等学校

塩釜駅

国立公園の名称と地名集日本との比較

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日(日)

(国立公園名)	(地名集日本)
釧路湿原	釧路平野 釧路川 ※地形図に「釧路湿原」あり
秩父多摩甲斐	多摩川
南アルプス	※「赤石山脈」あり
上信越高原	
山陰海岸	
西海	
阿蘇くじゅう	阿蘇山 くじゅう連山 久住山
奄美群島	奄美群島
やんばる	
慶良間諸島	慶良間列島

※釧路市等の行政名は全て地名集日本に掲載されている。

公的地名間の齟齬

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

駅名と行政地名等との齟齬

品川駅（東京都港区高輪3丁目）	品川区でなく港区内
目黒駅（東京都品川区上大崎2丁目）	目黒区でなく品川区内
四ツ谷駅（東京都新宿区四谷1丁目）	居住地名と違う。

鳴子温泉（なるこおんせん）駅は、1977年に鳴子（なるこ）駅から改称され、旧町名等との齟齬が解消された。

まとめ

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

地名の公的化の手段と手続き

我が国に現存する膨大な数の地名のうち、ある種のものは公的地名といえる。

地名を公的化する手段としては、法律、政令、条例を始め、多種多様なものがある。

地名を公的化する手続きについても多種多様であり、統一性は乏しい。

まとめ

地名の命名改廃における住民等の意見の反映

地名の命名改廃について、公告縦覧、公聴会の開催、審議会における審議、議会の議決等の手続きの有無は、根拠となる法令によりまちまちであるが、一般的にはこれらの手続きにより住民の意思が十分に反映されているとはいえない。

まとめ

公的地名間の齟齬

公的地名間で、その範囲、文字、読み等に齟齬が見受けられる例がある。

その当否は一概にいえませんが、基本的には齟齬はなるべくない方が望ましい。

まとめ

日本学術会議公開シンポジウム
地名の公的化のプロセス
2022年12月18日（日）

公的な関与の必要性

地名は、一律に規制の対象とすべきものではないが、その命名改廃が無秩序に行われ、あるいは住民の意思を十分に反映されないままに行われれば、国民生活の混乱を惹起する等の弊害もあり得る。したがって、ある種の地名については、統一的なルールに基づいた公的な関与が必要ではないか。

公的地名の在り方

的確な情報伝達、文化の継承等の観点から、公的地名の命名改廃は、適正な手続きにより慎重な検討の上で行われる必要がある。

その一助として、地名委員会の設置や標準地名集の公刊が望まれる。

ご静聴有難うございました!!



By 福田繁雄